

LIBERTY & JUSTICE  
JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS

# 自由と正義

2018年 7 月号  
vol. 69 No.7

ひと筆  
罷免事件を契機に組織の非常識を  
市民の常識で批判する法律家を目指して……阪口 徳雄  
「日弁連野球大会」をご存じですか?……加藤 隆一郎

## 特集1 民法(債権法)改正と倒産手続

総論 債権法改正と倒産手続への影響……深山 雅也  
各論(1) 詐害行為取消権と否認権……縣 俊介  
各論(2) 譲渡制限特約のある債権の譲渡に関する改正と  
譲渡人の倒産……森 倫洋  
各論(3) 保証の規律と倒産……野村 剛司  
各論(4) 倒産手続開始と解除権……蓑毛 良和  
各論(5) 弁済による代位……服部 千鶴  
各論(6) 相殺と倒産……古里 健治  
各論(7) 諾成的消費貸借契約と再建型法的倒産手続……野村 祥子  
各論(8) 賃貸借と倒産……森 晋介  
各論(9) 請負契約と破産……八木 宏  
各論(10) その他改正事項と倒産手続への影響……五十川 伸

## 特集2 民法(債権法)改正と会社法・消費者関係

民法(債権法)改正と会社法……藤原 総一郎/松尾 博憲  
消費者の視点からの民法(債権法)改正について……辰巳 裕規

いわゆる改正民法は、原則として2020年4月1日に施行される。日弁連や各会等では改正民法への対応準備が進められており、本誌4月号でも実務上の重要ポイントについて特集した。当該改正は、整備法が規定するだけでも221本もの他の法律の改正を生ぜしめた。まして、解釈や運用に影響を及ぼす範囲は、桁外れに広いと言わざるを得ない。今回の改正が他の法領域にも大きな影響を与えることや、改正民法そのものに対する理解を深めていただくために、民法改正が倒産手続(特集1)、会社法・消費者関係(特集2)において与える影響について考えるという趣旨で本特集を企画した。

## 特集1

# 民法(債権法)改正と倒産手続

## 総論 債権法改正と倒産手続への影響



第二東京弁護士会会員

深山 雅也

Miyama, Masaya

現行民法が債権関係の規定を中心として幅広く見直され、様々な改正がなされることとなったが、今次の民法改正が倒産手続や倒産実体法の規律に及ぼす影響は少なくないといえる。

現行民法の規定の中には、倒産手続開始時(とりわけ破産手続開始時)の規律を定めたものも少なくないが、そうした規定の見直しにとどまらず、改正民法には、倒産手続開始時を想定した新たな規定も創設されている。また、民法の改正に伴い、多数の法律が整備法として改正されるが、この整備法により倒産法(破産法・民事再生法・会社更生法)の規定自体も一部改正されている。他方、実体法たる民法の規

律が改まることにより、実体面・手続面の両面において、倒産法上の規定の解釈や手続上の運用が改変されると見込まれる場面もありそうである。

そこで、民法(債権法)改正が倒産手続や倒産実体法の規律に及ぼす影響についての各論的検討に先立ち、まずは、改正民法に盛り込まれることとなった規定のうち倒産手続に関わりの深い規律について概観することとする。

- (1) 詐害行為取消権については、その要件・効果を定める規定が精緻化されたが、その多くは破産法その他の倒産法上の否認権の規律に

準じて設けられたものである。債権者を害することとなる債務者の責任財産減少行為に対する是正・回復を図るという点において、詐害行為取消と否認とは共通する制度であるため、両者の平仄を合わせたものといえるが、平等性が一層重視されるべき倒産手続開始時の否認権行使と比較して詐害行為取消権の行使の方が緩やかに認められることの不合理(いわゆる逆転現象)は回避されている。他方、転得者に対する詐害行為取消権の主観的要件に関しては、従来の転得者否認における主観的要件(いわゆる二重の悪意)よりも緩やかな要件とされ、それに平仄を合わせるべく、整備法において転得者否認の主観的要件が改正されている。

(2) 債権譲渡禁止特約については、従来、特約違反の譲渡は無効と解されてきたが、預貯金債権の譲渡を除き、これを有効なものとする規程が改められたことから、特約付債権の譲渡人が破産した場合、破産管財人は、特約の存在を理由に債権譲渡の有効性を争うことができなくなった。そして、譲受人は、債務者に対し、債権額に相当する金銭の供託を請求できることとなり、供託金還付請求によって、破産手続外において債権回収することが可能となった。

(3) 保証については、個人保証人の保護の観点から種々の新たな規程が設けられたが、その一つとして、貸金等債務を被担保債務とする個人根保証に関する規程の一部が、貸金等債務以外の債務を被担保債務とする根保証にも拡張して適用されることとなった。その結果、保証人が破産手続開始決定を受けたときには、当該個人根保証は、被担保債務の内容いかんにかかわらず元本が確定することとなった。

(4) 解除については、債務者の帰責性が解除権行使の要件ではなくなったこと、また、解除

権行使の前提となる「履行不能」概念について、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」不能か否かが判断されることが明文化されたことにより、倒産手続開始時にどのような影響が及ぼされるかが注目される。双方未履行契約に関して破産管財人等に認められている解除権との関係において、倒産手続下における契約解除について破産管財人等に与えられている主導権に影響を及ぼし得る問題である。

(5) 弁済による代位の効果については、従前の規程が基本的に維持されているが、第三者弁済の要件について弁済による代位の要件と整合的に整理されたことから、倒産手続開始時に第三者弁済がなされた場合に、倒産手続下での債権の優先性(財団債権者ないし共益債権者または優先的倒産債権者たる地位)が代位権者に承継されるか否かをめぐる解釈論に何らかの影響が及ぼされるか、注目されることである。

(6) 相殺については、差押えと相殺の関係をめぐる解釈論について、改正民法は、いわゆる無制限説に立ちつつ、倒産法上の相殺権の規程との整合性を図り、差押え後に取得した債権であっても、差押え前の原因に基づいて生じた債権を自働債権とする相殺を差押債権者に対抗できることとした。そして、債権譲渡と相殺の関係についても、譲渡の対抗要件具備前に生じた債権のほか、対抗要件具備後に取得した債権であっても対抗要件具備前の原因に基づいて生じた債権を自働債権とする相殺を譲受人に対抗できることとするともに、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権を自働債権とする相殺も譲受人に対抗できることを明文化した。この点が倒産手続開始後の相殺権行使にどのような影響を及ぼすか注目される。

(7) 消費貸借については、書面で契約締結する

ことを前提として、意思表示のみにより金銭等の目的物の引渡前に契約の成立を認める諾成的消費貸借契約が明文で認められることとなったが、かかる諾成的消費貸借契約において当事者の一方について破産手続開始決定がなされると、契約は当然に失効するものとされている。なお、従前、消費貸借予約について同様の規程を定める規定があったが、この規定は削除された。再生手続開始時や更生手続開始時への類推適用の有無は解釈に委ねられている。

(8) 賃貸借については、不動産賃貸借を中心として、多数の判例法理の明文化が図られたが、とりわけ、賃貸不動産の譲渡に伴う賃貸人たる地位の当然移転が明文化されるとともに、例外的に賃貸不動産の譲渡がなされても賃貸人たる地位が譲渡人にとどまる場合の要件が明文化された点が注目される。賃貸人の倒産と賃借人の倒産とは、借地借家法との関係も含めて異なる規程となり得るが、原状回復請求権の倒産手続下における取扱いな

ど、従前からの解釈問題は、今後も残るものと見込まれる。

(9) 請負については、注文者が破産手続開始決定を受けたときに、請負人または破産管財人は契約を解除することができるとの規程について、改正民法においては、仕事の完成後は、請負人による解除はできないこととなった。他方、仕事の完成前に請負契約が解除された場合に注文者が受ける利益の割合に応じた報酬を請求しうることも明文化されたため、注文者の倒産手続開始時の請負報酬の精算方法が注目される。

(10) その他にも、従前は時効中断事由とされていた各種倒産手続参加は、その事由が終了するまで時効の完成が猶予される完成猶予事由に改められたり、法定利率の規程が改正されたことに伴い、確定期限付破産債権の中間利息控除の計算等に影響が及ぼされるなど、改正民法施行後の倒産手続への影響に留意すべき点が種々あるものと見込まれる。